

公 告

災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定の締結について

次のとおり公告します。

令和6年2月16日

国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長
木下 篤彦

記

1. 協定の目的

この協定は日光砂防事務所管内において災害が発生し、又は災害のおそれがある場合に災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定の内容等

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 協定名 | 災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定 |
| (2) 協定区域 | 栃木県日光市における日光砂防事務所管内
別紙-1のとおり |
| (3) 協定書(案) | 別紙-2のとおり |
| (4) 協定期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (5) 協定締結者数 | 20社程度 |

3. 申請者の資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)令和5・6年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 栃木県内に建設業法に基づく本店(本社)を有すること。
- (5) 平成20年4月1日以降に、栃木県日光市内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
 - ・同種工事：砂防工事なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事

(港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものは施工実績として認めない。

- (6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、当該工事種別(「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」のいずれか)における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

4. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書及び資料により3. に掲げる申請者の資格要件を満たす者のうち、評価基準により得られた数値(以下「評価点」という。)等を踏まえ、本協定の締結者を決定するものとする。

(2) 評価の方法

「別表-1」における評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を10点とする。

5. 申請者の資格確認等

- (1) 本協定の締結を希望する者は、3. に掲げる申請者の資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、日光砂防事務所長から資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに資格がないと認められた者は、本件に参加することができない。

(2) 申請書及び資料

- 1) 「申請書」別記様式-1
- 2) 「資料」別記様式-2~4

(3) 申請書及び資料の交付

申請書及び資料の交付期間は令和6年2月16日(金)から令和6年3月8日(金)とし、申請書及び資料は下記の日光砂防事務所公式ウェブサイトからダウンロードすること。

日光砂防事務所公式ウェブサイト URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>
やむを得ない事由により、上記の交付方法で申請書類を入手することができない者は、5. (4) 3) に問い合わせること。

(4) 申請書及び資料の提出方法

1) 提出方法

持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)または電子メール(着信の確認をすること。)のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定の郵送である旨の記載

をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウイルス対策を実施した上で送信すること。なお、全てを一つのファイル（ファイル容量 5 MB 以内）にまとめて（2 つ以上のファイルは認めない。）電子メールで提出すること。但し、圧縮することにより 5 MB 以内に収まる場合は、Zip 形式又は Lzh 形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して電子メールで提出することを認める。

ファイル容量 5 MB を超える場合は申請書類を持参又は郵送により提出期限までに提出すること。

ファイル形式：Microsoft365 に対応した形式及び

Adobe Reader PDF ファイル形式

申請書表紙については、押印の必要はない。

2) 提出期間

令和 6 年 2 月 1 6 日（金）から令和 6 年 3 月 8 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。

3) 提出場所

〒 3 2 1 - 1 4 1 4 栃木県日光市萩垣面 2 3 9 0

国土交通省関東地方整備局 日光砂防事務所 総務課

TEL 0 2 8 8 - 5 4 - 1 1 9 1 内線 4 0 2

電子メール ktr-nikkokeiyaku@gxb.mlit.go.jp

(5) 3. (5) に関して別記様式-2 に記載する工事の CORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS 等での記載内容で 3. (5) に関する同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

(6) その他

1) 本公告において示した資格要件がない者、申請書又は資料に虚偽の記載をした者とは、本協定を締結しない。また締結者として決定していた場合には取り消す。

2) 申請書及び資料の作成に関する説明会は開催しない。

3) 3. (5) の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

4) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

5) 日光砂防事務所長は、提出された申請書及び資料を、本件以外に申請者に無断で使用しない。

6) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

7) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

8) 申請書及び資料に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

① 提出方法

質問を書面（様式自由）にとりまとめ、以下のいずれかで提出する。

- ・持参 : 上記5. (4) 3) に示す提出場所まで書面を持ち込む
- ・電子メール: 下記メールアドレスにて質問内容を送付する

電子メールアドレス ktr-nikkokeiyaku@gxb.mlit.go.jp

② 質問受付期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月4日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③ 提出場所

上記5. (4) 3) に同じ。

9) 質問の回答は、令和6年3月5日（火）までに、日光砂防事務所公式ウェブサイトにて行う。

URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>

6. 協定締結について

(1) 締結通知

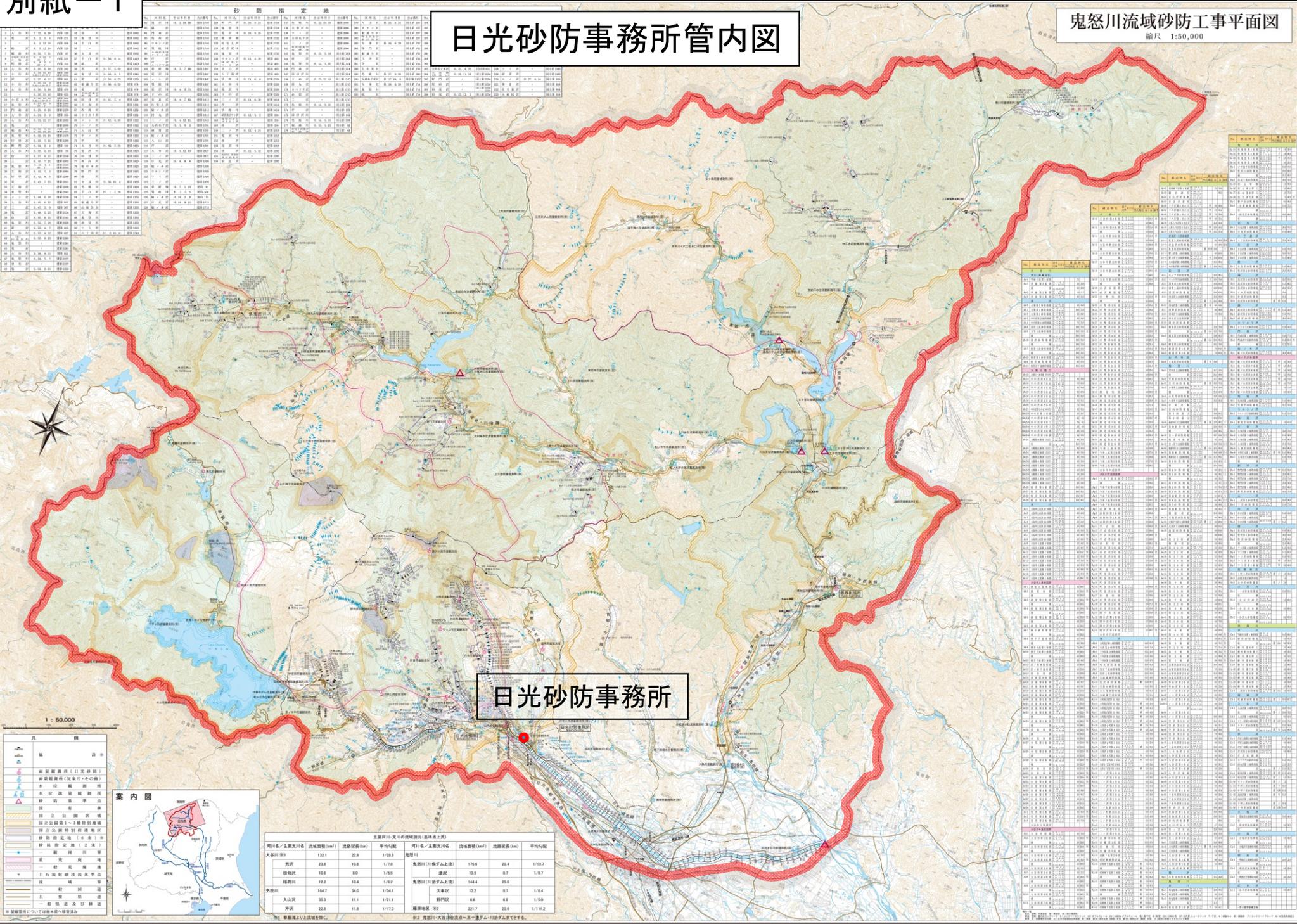
「災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定」の締結について令和6年3月19日（火）を目途に郵送にて通知する。

(2) 協定締結

協定締結時には協定書（案）（別紙—2）を取り交わす予定としている。

日光砂防事務所管内図

鬼怒川流域砂防工事平面図
縮尺 1:50,000



河川名	地点名	河川番号	地点番号	河川延長(m)	河川幅員(m)	河川平均勾配	河川平均水深(m)	河川平均流速(m/s)	河川平均流量(m³/s)	河川平均流量係数	河川平均流量係数	河川平均流量係数
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

鬼怒川(支川)の流域別(基準水位上流)		利根川(支川)の流域別(基準水位上流)		荒川(支川)の流域別(基準水位上流)				
河川名/支川名	流域延長(km)	流域面積(km²)	平均勾配	河川名/支川名	流域延長(km)	流域面積(km²)	平均勾配	
大谷川	12.1	23.3	1/28.6	荒川	17.6	25.4	1/19.7	
前舟沢	10.6	8.0	1/5.5	前舟沢	13.5	8.7	1/5.7	
碓氷川	12.3	10.4	1/6.2	碓氷川	14.4	25.0		
男鹿川	15.7	34.0	1/24.1	大栗沢	13.2	8.7	1/8.4	
入山沢	25.3	11.1	1/21.1	野沢沢	6.6	4.8	1/5.0	
男沢	22.8	11.8	1/17.0	藤原地区	30.2	22.7	25.6	1/11.2

鬼怒川(支川)の流域別(基準水位上流)		利根川(支川)の流域別(基準水位上流)		荒川(支川)の流域別(基準水位上流)			
河川名/支川名	流域延長(km)	流域面積(km²)	平均勾配	河川名/支川名	流域延長(km)	流域面積(km²)	平均勾配
1	1	1	1	1	1	1	1

凡例

- 砂防工事地点
- 砂防工事地点
- △ 砂防工事地点
- ▽ 砂防工事地点
- ◇ 砂防工事地点
- 砂防工事地点
- 砂防工事地点
- ◇ 砂防工事地点
- ▽ 砂防工事地点
- △ 砂防工事地点
- 砂防工事地点
- 砂防工事地点



管内図

河川名	流域延長(km)	流域面積(km²)	平均勾配
大谷川	12.1	23.3	1/28.6
前舟沢	10.6	8.0	1/5.5
碓氷川	12.3	10.4	1/6.2
男鹿川	15.7	34.0	1/24.1
入山沢	25.3	11.1	1/21.1
男沢	22.8	11.8	1/17.0

災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）

とは、災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、日光砂防事務所管内において、災害が発生し、又は災害のおそれがある場合に、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲）

第 2 条 甲が乙に対し協力を要請する業務等の実施範囲（以下、「実施範囲」という。）は、日光砂防事務所管内（別紙）とする。

（業務等の実施体制）

第 3 条 甲は、実施範囲内において災害が発生、必要と認めるときには、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者及び連絡場所を定め直ちに甲に報告するとともに、甲の指示による当該被災状況の把握、報告及び甲の要請に基づく業務等を実施するものとする。

3. 乙は協定締結後速やかに、この協定に関する連絡窓口担当者及び緊急時の出動要請連絡先を定め、その名簿を甲に提出するものとする。また、乙は、提出した内容に変更が生じた場合、遅滞なく甲に提出するものとする。

（業務の指示）

第 4 条 業務の指示は、甲が行うものとし、出張所長、建設専門官及び建設監督官等（以下、「出張所長等」という。）は監督を行う。乙の現場責任者は、業務の実施方法等について甲の出張所長等へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了報告）

第 5 条 乙又は現場責任者は、業務が完了したときには書面又は電話等の方法により、直ちに出張所長等へその旨を報告するものとする。

（業務等の実施報告）

第 6 条 乙は、業務等が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに出張所長等に報告するものとする。

甲は、必要と認めるときには、業務実施中においても使用した建設資機材等の内訳等について報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

第 7 条 甲は、乙に出動等を要請したときは、遅滞なく工事請負契約等（随意契約方式）を締結するものとする。

(建設資機材等の報告)

第 8 条 乙は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面により乙に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 9 条 甲及び乙は、本業務に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

第 10 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(業務の費用に係る精算)

第 11 条 業務の費用に係る精算について、甲乙協議により、第 7 条に基づく契約の請負代金額を変更する必要があるとした場合には、同条により取り交わした契約書に基づき契約変更を行うものとする。

(業務の費用に係る支払い)

第 12 条 業務の費用に係る支払いについては、第 7 条により取り交わした契約書によるものとする。

(損害の負担)

第 13 条 業務の実施に伴い、甲と乙のいずれの責めにも帰すことがでない原因により、第三者に損害が及んだとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に書面により報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練・研修等への協力)

第 14 条 甲は、災害協定上の業務を円滑に遂行するための訓練・研修等に関わる協力を乙に依頼する場合がある。なお、この場合にかかる費用は乙の負担とする。

(有効期限)

第 15 条 この協定の有効期限は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生した時には、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協定の効力)

第17条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

2. 取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請があった場合、甲は、書面による通告をもって協定の解除を行うことができるものとする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書を二通作成し、甲、乙が記名捺印の上、各自一通を保有する。

令和6年3月〇〇日

甲 栃木県日光市萩垣面2390
国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長 木下 篤彦 印

乙 _____
_____ 印

「災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定」に係る
評価基準

評価項目		評価基準及び評価点			
① 同種工事の施工実績（別記様式－2）	栃木県日光市内において平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績。 同種工事：砂防工事	当事務所の実績：3点	直轄工事の実績：2点	特殊法人、地方公共団体の実績：1点	その他：0点
② 工事成績	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の本協定の工事種別（「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」のいずれか）における評価対象期間（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点。	80点以上：4点	75点以上80点未満：2点	70点以上75点未満：1点	70点未満（含実績無し）：0点
③ 地域精通度（別記様式－3）	日光市内における、本店（本社）所在の有無。	日光市内に本店（本社）がある。：2点	日光市内に本店（本社）がない。：0点	—	—
④ 災害時の基礎的事業継続力の認定状況（別記様式－4）	令和6年3月8日（申請書提出期限）における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定の有無。	認定あり：1点	認定無し：0点	—	—

協定参加申請書

令和6年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長
木下 篤彦 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
栃木県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇

令和6年2月16日付で公告のありました「災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定」について締結したく申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績について記載した書面(別記様式-2)
- 2 地域精通度について記載した書面(別記様式-3)
- 3 災害時の基礎的事業継続力の認定状況について記載した書面(別記様式-4)

問い合わせ先

(ふりがな)
担 当 者 : 〇〇 〇〇
部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課
電 話 番 号 : (代)〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇【(内)〇〇〇】
ファックス番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-MAIL : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。
(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)

同種工事の施工実績

会社名:○○○○建設(株)

同種工事の施工実績		平成20年4月1日以降に栃木県日光市内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。 ・同種工事:砂防工事
工事名称等	工事名称	○○○工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施工場所	栃木県日光市○○町○○ ~ 栃木県日光市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○○月○○日 ~ 平成○年○○月○○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)
工事概要	構造物形式規模・寸法等	(ア) 流路 (イ) 床固め工(○○床固) 1式 (ウ) 副床固め工 1式 (エ) 水叩工 1式(○種コンクリート○○m3、○○石張○m2) (オ) 護岸復旧工 1式(○○石張工○○m2) (カ) 根固め・水制工 1式(○○m3) (キ) 舗装工 ○○m2
	架設方法	・架設工法 ○○○○○工法 ・主要機械 ○○○○クレーン(○○○t)
	設計条件	・施工方法その他技術的な特記事項等記載する。 ・安全対策、環境対策等について記載する。

注) 同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績について、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、令和6年3月8日(申請書提出期限)の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 提出する実績は、1件とする。

注) 記入欄の明示は、記入例である。

地域精通度

会社名:〇〇〇〇建設株

該当する本店(本社)の名称と住所

本店(本社)
名称:
住所:

災害時の基礎的事業継続力の認定状況

会社名:○○○○建設㈱

災害時の基礎的事業継続力の 認定の有無	あり なし (どちらか一方を記入すること)
認 定 期 間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで

注) 災害時の基礎的事業継続力の認定については、令和6年3月8日(申請書提出期限)現在において認定期間中であり、関東地方整備局長から受けた認定の有無を記載すること。

注) 災害時の基礎的事業継続力認定されていることを証明する認定書の写しを必ず添付すること。